

業務委託仕様書

1 業務名称

ねんりんピック米子市交流大会会場等警備業務

2 履行場所

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 米子市実行委員会会長が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和6年11月8日（金）まで

4 業務目的

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 において米子市内で開催される交流大会および関連イベント（以下「大会」という。）の開催において、会場での車両や選手・観客の道路横断誘導等の会場警備業務および夜間警備による仮設物の保全業務を行い、安全かつ円滑な大会運営を行うことを目的とする。

5 業務内容

(1) 各警備場所における警備計画の立案および計画書の作成

(2) 会場周辺交通誘導・警備

(ア) 不審者の侵入防止及び排除

(イ) 会場、駐車場及びシャトルバス乗り場における車両、二輪車、歩行者の整理・誘導・案内

(ウ) 会場における関係車両の識別（通行許可書確認）

(エ) 業務場所周辺道路での路上駐車防止

(オ) 業務場所での歩行者の道路横断の安全確保

(カ) 事故発生時における関係機関・団体への通報

(キ) その他不測の事態への対応

(3) 夜間警備

(ア) 会場保安のための巡回監視

(イ) 不審者の侵入防止及び排除

(ウ) 事故発生時における関係機関・団体への通報

(エ) その他不測の事態への対応

(4) 上記業務に必要な申請及び調整業務

(5) その他本業務の実施に必要な業務

6 競技会場等

別表1のとおり

7 警備員配置計画表

別表2のとおり

8 受託者の資格

警備業法（昭和47年法律第117号）に定める認定を受けた警備業者であって、委託場所区域において警備業務を行うことについて、営業所の設置その他警備業法等関係法令に定める所要の手続きを行っていること。

9 警備員の資格

配置する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）に定める者で、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けており、自社の警備員名簿に登録され、警備実務経験を有するものであること。

10 適用

（1）範囲

本仕様書（別紙も含む。以下同じ。）は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市実行委員会（以下「発注者」という。）と協議のうえ、受注者の責任において誠実に履行すること。

（2）疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議し業務を遂行すること。

（3）警備員配置計画表の内容について

本仕様書及び警備員配置計画表等の作成時点において、大会の参加者募集が未実施のため参加人数等が確定しておらず、会場への選手輸送計画等の運営計画が確定できない制約がある。そのため先催大会の実施状況等を基に警備計画を作成しているため、やむを得ず計画内容を変更する必要がある場合には発注者と受注者が協議できるものであり、協議の上で警備計画変更及び変更契約をもって対応するものとする。

（4）その他明示されない履行条件について

本業務は、不確定要素が多く、明示された履行条件について契約当初に明確にできないことや業務の実施期間中起こるべきすべての事柄を明示できない制約がある。明示されない条件、明示事項が不明確な履行条件についても、業務委託契約書の関連する条項に基づき、発注者と受注者が協議

できるものであり、業務着手前における履行計画の段階等で発注者と受注者が協議の上で、履行条件等を確認し、整理を行い、以後の警備計画に反映させるものとする。

11 警備員への事前周知

受託者は、業務を確実かつ円滑に行うため、警備員に対して業務内容を十分周知したうえで警備を行わせること。

12 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に関する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成及び届出、申請に伴う費用は受注者の負担とする。

13 業務にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行に先立ち、実行委員会と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 警備に必要な制服、無線機その他必要な資器材、備品は受託者で調達すること。
- (3) 警備員は、法および関係法令に定められた警備員の制服を着用し、発注者が貸与するIDカード等を着用すること。
- (4) 警備員は、常時身分証明書（社員証）又は資格を証する証明書を携帯すること。
- (5) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は受託者が行うこと。
- (6) 警備員の休息・交替等による業務停滞をまねかないよう実施体制を整備すること。また、食事等の手配については、受託者で実施すること。
- (7) 他のスタッフ（競技役員及び実行委員会）との連携を図るとともに、大会の運営との整合性を図ること。
- (8) 施設管理者による通常警備との整合性を図り、隣接施設との調整・協議を行うこと。
- (9) 業務遂行のため、受託者は施設管理者から鍵の預託を受けた場合は、責任を持ってこれを保管、管理するものとする。
- (10) 業務上必要となる保険に加入すること。

14 再委託等

本業務の全部を再委託することは禁止する。ただし、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の承認を受けること。

なお、再委託を行う場合は、米子市内の業者を優先して利用することに配慮するよう努めること。

15 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」に定める事項を遵守すること。

16 業務完了報告

全業務完了後、直ちに業務完了報告書を作成し、業務実績について発注者へ報告すること。

17 その他

- (1) 受託者は、本仕様書、契約書及び法をはじめとする関係法令を遵守し、誠実、かつ、円滑に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。特に個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき細心の注意を払い処理すること。
- (3) 業務の実施にあたり必要な資料は、契約締結後、別途受託者に配布する。
- (4) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
- (5) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者と協議すること。
- (6) その他不明な点があった場合は、発注者の指示を受け適切に履行をすること。

18 提出書類

次の書類を提出するものとし、提出する様式、電子媒体等は発注者と受注者が協議し、決定するものとする。

- (1) 契約締結前に提出するもの
 - ①警備契約内容書（法第19条第1項による書面）
- (2) 契約締結後に提出するもの
 - ①警備契約報告書（法第19条第2項による書面）
 - ②契約金額内訳明細書
 - ③警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）
 - ④配置する警備員の名簿
 - ⑤加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し
 - ⑥組織及び緊急時体制図
 - ⑦その他発注者が指示するもの
- (3) 業務完了後に提出するもの
 - ①警備業務日誌
 - ②業務完了報告書
 - ③事故発生報告書
 - ④その他発注者が指示するもの

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

競技会場等一覧

No.	競技名	会場	会期
1	剣道	【監督会議】 鳥取県立武道館 会議室 【前日練習】 鳥取県立武道館 小道場2 【開始式】 鳥取県立武道館 主道場 【競技・表彰式】 鳥取県立武道館 主道場	R6.10.18(金)～R6.10.20(日)
2	弓道	【監督会議】 米子市淀江文化センター 大ホール 【開始式】 米子市淀江文化センター 大ホール 【競技・表彰式】 鳥取県立武道館 近的射場	R6.10.20(日)～R6.10.21(月)
3	関連イベント	弓ヶ浜公園	R6.10.20(日)
4	ローイング	【監督会議】 米子市錦海ポートコース 【開始式・表彰式】 鳥取大学医学部 体育館 【競技】 米子市錦海ポートコース	R6.10.19(土)～R6.10.20(日)
5	水泳	【監督会議】 どらドラパーク米子東山体育館 【前日練習】 鳥取県営東山水泳場 【開始式】 どらドラパーク米子東山体育館 【競技・表彰式】 鳥取県営東山水泳場	R6.10.19(土)～R6.10.21(月)
6	ソフトテニス	【監督会議】 米子コンベンションセンター 第7会議室 【開始式】 米子市文化ホール メインホール 【競技・表彰式】 どらドラパーク米子庭球場	R6.10.19(土)～R6.10.21(月)

警備員配置計画表

仕様書別表 2

場所	項目	競技名	業務時間 (日中警備)	人員	業務時間 (夜間警備)	人員	備考
鳥取県立武道館 弓ヶ浜公園		剣道 弓道	R6.10.19(土) 7:00～18:00 R6.10.20(日) 8:00～19:00 R6.10.21(月) 8:00～18:00	1名	R6.10.18(金)～R6.10.19(土) R6.10.19(土)～R6.10.20(日) R6.10.20(日)～R6.10.21(月) 18:00～8:00	1名	日中は選手輸送バスおよび来場者の誘導等。 夜間は施設外周部および公園内仮設物の見回り等。
どらドラパーク米子		ソフトテニス 水泳	R6.10.19(土) 15:00～19:00 R6.10.20(日) 7:30～18:30 R6.10.21(月) 7:00～18:00	2名	-	-	公園進入路および駐車場の交通誘導等。
米子コンベンションセンター前		ソフトテニス	R6.10.19(土) 14:30～19:30	4名	-	-	式典等に伴う公道でのバス乗降時の交通誘導等。
米子市錦海ポートコース および湊山公園		ローイング	R6.10.19(土) 7:00～18:00 R6.10.20(日) 7:00～14:00	4名	-	-	選手輸送バスの公園進入路となる市道の交通誘導等。

【留意事項】

- ・ 配置する警備員は無線機等を使用し、相互に連絡を取れる体制をととのえること。
- ・ 上記「警備員配置計画表」における配置人数は、常時配置人数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。
- ・ 警備員配置計画表に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- ・ 警備業務上必要な物品は、受託者が用意すること。
- ・ 荒天等による大会中止の連絡方法等については、協議の上決定する。